

事業被害防止の必要性に関する通知

1 対象獣類の種類、通知の期間

対象獣類	ニホンジカ（エゾシカ）
対象地域・区域	北海道全域
通知の有効期間	令和7年2月28日から令和9年3月31日まで

2 北海道における当該獣類に係る事業被害の防止の必要性

別添「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」のとおり

3 「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）別紙第1「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」の利活用のみで対応できない状況

エゾシカについては、人との軋轢が深刻化していることから、道では、北海道エゾシカ対策推進条例に基づき、令和6年1月からの3年間で「緊急対策期間」として設定し、エゾシカの捕獲等を重点的に推進することとしており、捕獲数の増加を図ることが喫緊の課題となっている。

このような中で、本道としては、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）別紙第1「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」を利活用していくことを予定している。

しかし、認定鳥獣捕獲等事業者制度については、都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手確保を主な目的として設定されたものであるが、令和5年度の道内における道の捕獲事業（16件）によるエゾシカの捕獲数は計928頭と、道内全捕獲数のわずか0.6%に過ぎない。

また、被害防止計画に基づく捕獲については、エゾシカの捕獲において中心的な役割を担っているが、札幌圏などの都市部においては、狩猟者の数は多いものの、農地が少ないことなどから、一部の者のみが従事者となっている場合が多いほか、都市部以外でも、経験の浅い者は従事者から除外するなどにより、必ずしも狩猟者全員が従事者にはなっていない状況にある。

被害防止計画捕獲従事者以外の者は、主に狩猟によって当該獣類の捕獲に貢献しており、本道が管理計画に基づき作成しているエゾシカ捕獲推進プランでは、指定管理鳥獣捕獲等事業や被害防止計画捕獲等の許可捕獲と並び、捕獲数を最大限確保することから、狩猟についても目標値を設定している。令和5年度の道内のエゾシカ全捕獲数のうち狩猟によるものが約2割を占めており、このうち、札幌圏を含む石狩振興局管内の狩猟者による令和5年度の狩猟でのエゾシカ捕獲数は、全体の狩猟捕獲数の14%と大きな割合を占めている。さ

らに、本道には道外者からも多くの狩猟者が登録狩猟を行っており、道外狩猟者による令和5年度の狩猟でのエゾシカ捕獲数は、同じく全体の14%を占めている。

このため、引き続き、認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲や被害防止計画捕獲従事者による捕獲の強化を図るものの、当面、特にエゾシカについては狩猟により捕獲数を緊急に確保しなければ、捕獲数の増加を図ることができない。

これらのことから、当該獣類のさらなる捕獲の推進が喫緊の課題となっている本道においては、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）別紙第2「都道府県知事からの国に対する通知に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例」も含む2つの特例的運用を同時に活用し、当該獣類に係る事業被害の防止施策を効果的に進める必要がある。

4 当該都道府県の区域において当該獣類を特定ライフル銃で捕獲する必要性

エゾシカは、ニホンジカの亜種の中で最も大型で、秋の体重はオスジカで150kg、メスジカで90kgを超え、その大きさから、単弾以外での銃による捕獲は、至近距離での射撃などの極めて特殊な場合を除き、現実的ではない。北海道が令和5年度に実施した第一種銃猟免許更新者を対象とするアンケート調査の結果、粒径7mm未満の散弾をエゾシカの直接的な捕獲に使用した経験がある狩猟者は調査対象者のうち約1.5%であったことも、単弾以外での大型獣の銃猟は極めて例外的である事実を示すものである。

エゾシカは積極的に人を攻撃することは少ないと考えられるが、道内では、令和6年11月、くくりわなにかかったオスジカの角が見回りに来た男性の胸に刺さり、死亡する事故が発生している。また、北海道銃砲火薬商組合 沖組合長からは、散弾の中でも粒径が大きく威力の大きい6粒入りのバックショットについて、30～40mの距離でパターンテストを行ったところ、直径1m的に入るのは半分程度の粒であることを確認しており、散弾をエゾシカに使用した場合、威力が弱く、そのほとんどが半矢になるとの指摘を受けている。これらのことから、特に先端が鋭い大きな角を持つオスジカについては、威力の弱い散弾を捕獲に使用した場合、半矢のシカが暴れた際などに、偶発的な事故も含め、捕獲従事者が負傷等するおそれは、威力の大きい単弾を使用した場合より相当程度高まると考えられる。

以上のように、当該獣類については、体の大きさや反撃の危険を鑑み、単弾使用の必要性が認められるものとする。

また、当該獣類の捕獲に使用する猟銃及び単弾については、射程及び命中精度も確保する必要がある。本道におけるエゾシカによる令和5年度の農業被害額は、5,109百万円と甚大なものとなっており、その被害軽減等には、被害が発生している農耕地及びその周辺での捕獲が不可欠である。一方、本道の面積は83,422平方キロメートルと、都道府県の中では最も広く、さらに、全国と比較

すると山地や傾斜地が少なく、なだらかな土地が多いのが特徴（出典：北海道データブック 2024）であることから、銃身に腔旋を有しないため射程が短く命中精度の劣る散弾銃を用いて当該獣類を確実に捕獲等するのであれば、当該銃の射程まで近接して射撃する必要があるところ、平坦な土地の広がる本道において警戒心の強い当該獣類に察知されないよう当該銃の射程内に近づくことは極めて困難である。よって、当該獣類を確実に捕獲等するためには射程が長く、かつ命中精度の高い特定ライフル銃によらざるを得ない。北海道銃砲火薬商組合によると、ハーフライフル銃とサボットスラグ弾の組み合わせは、平滑銃身銃とスラグ弾の組み合わせと比較し、有効射程が長く、遠くの獲物を正確に狙えるという利点があるとしているほか、「狩猟読本（一般社団法人大日本猟友会発行）」においても、サボットスラグ弾の有効射程距離は、スラグ弾より 1.5～2 倍程度割り増しして考える必要があるとしている。

そのため、当該獣類による事業被害防止を目的に銃猟を行うためには、威力の強い単弾を、より長い射程で正確に発射することが可能な特定ライフル銃の活用が必要となる。

なお、北海道警察本部生活安全部保安課によると、令和 5 年 12 月末時点の、本道内において所持許可されている猟銃等（ライフル銃、散弾銃、ハーフライフル銃及び空気銃の計）は 12,855 丁であるが、そのうちハーフライフル銃は 1,879 丁と全体の約 15%を占めており、既に、本道区域内において特定ライフル銃が活用されている実態にあるものとする。

